

# 拝啓 社長殿



(秋の味覚)

**FPT** 株式会社 FPタックス

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-56-3743 / FAX 0266-58-7843

<http://www.fp-tax.com>

[info@fp-tax.com](mailto:info@fp-tax.com)

**ar** 朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

<http://www.asakura-office.net>

[info@asakura-office.net](mailto:info@asakura-office.net)

今回のテーマ	『ファイナンシャル・プランニングの重要性』	CFP 小 口 厚
--------	-----------------------	-----------

ファイナンシャル・プランニングは、ただ漠然と過ごしがちな毎日の生活と無駄に消費しがちなお金の使い方を、中・長期的な視点から考え、より有意義かつ具体的なものとするために、非常に大切なこととなります。

一般的に、人生における3大資金と言われるものが、「子供の教育資金」「住宅購入資金」「リタイア後の生活資金」です。

自分(たち)の将来を見据えて、豊かで安心できる暮らしを考える時、是非一度ご自分(たち)のファイナンシャル・プランニングを実施してみることをお勧めします

## 1. ファイナンシャル・プランニング実施方法の概略

### (1) 今後の必要資金の予測

平均寿命まで生きると仮定した時、今後どんなイベントがあり、資金が必要となるか考える

(例) 20代 結婚資金、30代 住宅購入資金、40代 子供の教育資金、60代以降 生活資金

### (2) 現在の家計の収支と貯蓄の把握

現在の家計の収支を1ヶ月単位で把握し、更に1年間でどれくらい貯蓄ができるのか?もしくはできないのか?を1年単位で具体的に算出してみる

### (3) 「キャッシュフロー表」(年間収支と貯蓄金額の計算表)の作成

(1)と(2)を基に、80歳くらいまでの家計の収支を「キャッシュフロー表」にして目に見える形で確認してみる

#### ★コメント

ファイナンシャル・プランニングの実施により、将来的にどのくらいの資金が必要となり、現在の収支状況でいけば、何年後に貯蓄が不足する事態になるのか?あるいは、ずっと安心した生活ができるのか?などが、数値化され具体的なものとして認識できるようになります。

## 2. ファイナンシャル・プランニング実施時の留意点

### (1) できる限り詳細に

今後の必要資金を考える時、できる限り詳細に考えることが大切です。

(例) 自動車や家具・家電の買い替え周期と購入代金、趣味に費やす資金、家族旅行等々

### (2) ある程度ゆとりのある生活を前提に

お金は、あくまで豊かな暮らしをするために必要となるものであり、お金に振り回される人生を送ることは本末転倒です。初めはある程度余裕のもてる生活を前提にイメージしましょう。

#### ★コメント

ある程度ゆとりのある生活を前提にした場合の「キャッシュフロー表」を作成してみると、多くの場合、将来的に資金不足となる可能性があります。そこで、これからどうしていけば良いのかというプラン作りが始まります。十分ゆとりのある生活が送れそうならば、今後も安心となります。

### 3. 現実的かつ具体的なオーダーメイドプラン作り

仮に、現時点での家計の収支状況と貯蓄が全く同じご家庭が2つあったとしても、将来のファイナンシャル・プランを作成すると同じものにはなりません。

なぜなら、どういう暮らしをして行きたいかは、当然、一人ひとり(ご家庭ごと)で異なり、中・長期的な収支状況や貯蓄は違って来るからです。

#### (1) 支出の見直しと優先順位の検討

「キャッシュフロー表」作成後、将来的に資金不足となりそうな場合は、支出項目の中で、どうしても必要なもの、削減できそうなもの等をしっかり考え、優先順位を考えます。

#### (2) 多額なものから少額のものへ

一般的に考えると、トータルの支出が多額になるものは、住宅購入資金、各種保険料、自動車購入資金です。削減を考える時は、まず支出が多額になるものから検討します。

#### (3) 収入を増やすことを考える

将来的に資金不足となる場合は、支出の見直しと同時に収入を増やすことも考えます。

(例) 奥様が働いていない場合はパート等で働く、資産運用を検討する等々

#### (4) 支出の見直しと収入増を検討後のファイナンシャル・プラン作り

支出の見直しと収入増を検討後、より現実的で具体化されたオーダーメイドプランを再度作成します。

#### ★コメント

オーダーメイドプランを作成できれば、目標もでき、今後どういう生活をしていかなければいけないのかも明確に意識できるようになります。目標や夢をもつことで、毎日の生活にも張りがで、より充実した暮らしができるようになると思います。

### 4. 定期的な見直し

作成したファイナンシャル・プランも1年、2年、5年、10年と経過すれば、当然現実の生活とズレが生じてきます。定期的に見直し、再度ファイナンシャル・プランニングをしていくことが、より効果的なものとなります。

一人でも多くの方に、安心できる豊かな暮らしを送ってもらえるよう、一日も早くファイナンシャル・プランニングを実施されることをお勧め致します。



<p>今回のテーマ</p>	<p>税制改正情報 第8号 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入</p>	<p>大久保 久美子</p>
---------------	---	----------------

平成18年度税制改正において、「法人と個人との課税上の不公平を是正する。」として、「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」の制度が導入されました。この制度について、平成19年度における改正点とあわせて、みていきましょう。

### 1. 制度の概要

特殊支配同族会社に該当する法人が、業務主宰役員に対して支給する給与の額のうち、給与所得控除額に相当する部分の金額は、損金の額に算入しないものとされました。

### 2. 特殊支配同族会社の範囲

「特殊支配同族会社」とは、次の(1)から(3)のいずれかに該当する同族会社で、業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の総数が、常務に従事する役員(注1)の総数の半数を超えるものをいいます。この特殊支配同族会社の判定は、その事業年度終了の時の現況により行います。

- (1)業務主宰役員グループ(注2)が、その同族会社の発行済株式又は出資(自己株式を除きます。)の総数又は総額の90%以上を保有している場合
- (2)業務主宰役員グループが、その同族会社の一定の議決権の総数(その議決権を行使することができない株主等が有する議決権数は除きます。)の90%以上を保有している場合
- (3)業務主宰役員グループが、その同族会社の株主等(合名会社、合資会社又は合同会社の社員に限ります。)の総数の90%以上を占めている場合

(注1)「常務に従事する役員」とは、役員として、会社の経営に関する業務を実質的に、日常継続的に遂行している役員をいいます。

(注2)「業務主宰役員グループ」とは、業務主宰役員及びその親族などである者並びに業務主宰役員とこれらの者により支配されている他の同族会社を一のグループをした場合のそのグループをいいます。

### 3. 業務主宰役員給与額のうち損金不算入となる金額

この制度により損金不算入となる金額は、業務主宰役員給与額(退職給与の額及び法人税法第34条《役員給与の損金不算入》の規定により損金の額に算入されない金額は含まれません。)のうち給与所得控除額に相当する部分として計算される金額とされています。

### 4. 制度の適用がない事業年度

特殊支配同族会社の次の事業年度においては、この制度は適用されません。

- (1)基準所得金額(注1)が年1,600万円(注2)以下である事業年度
- (2)基準所得金額が年1,600万円超かつ3,000万円以下であり、かつ、基準所得金額に占める、業務主宰役員に対して直前3年以内に開始した各事業年度に支給した給与の平均額の割合が50%以下である事業年度

(注1)その事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の所得金額又は欠損金額及び損金の額に算入された業務主宰役員の給与の額などを基礎として計算した金額の平均額

(注2)平成19年度改正において、適用除外基準である基準所得金額が800万円から1,600万円に引き上げられ、平成19年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

今回のテーマ	相続対策シリーズ④ 相続税の節税対策	税理士 朝倉 令子
--------	-----------------------	-----------

### (1) 2つの対策

相続税の節税対策は、2通りの方法が考えられます。1つは贈与や譲渡により所有財産を減らす対策です。もうひとつは財産の評価額を引き下げる対策です。

### (2) 所有財産を減らす対策

#### ① 財産を贈与して節税

財産を生前に相続人等に贈与して相続財産そのものを減らすという方法は、相続税の節税対策につながります。贈与税の税率は相続税と比べて高いものとなっています。たとえば、1億円の財産の贈与を受けた場合の贈与税の適用税率は50%となりますが、相続税の税率は30%ですみます。

贈与税の基礎控除は110万円ですから、1年間に贈与を受けた財産の価額が110万円以内であれば、贈与税は課税されずに財産を移転することができます

また、相続税も贈与税も超過累進税率といって、相続した財産あるいは贈与を受けた財産の価額が増えれば、その増えた部分について税率も上昇する構造になっていますので、相続税の適用税率がたとえば30%であれば、それより低い税率の範囲で贈与すればたとえ贈与税を払ったとしても相続税を払うより少ない税負担ですみます。

たとえば、遺産総額が5億円で相続人は子供2人のみの場合、相続税の適用税率は40%となります(5億円× $\frac{1}{2}$  = 2億5千万円⇒相続税の速算表の3億円以下)。そこで、贈与税率が40%以下となる金額、すなわち600万円以下で財産の贈与を受ければ、相続税で納税するよりは贈与税で納税したほうが安くすみます

【相続税の速算表】

法定相続人の各取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0万円
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

【贈与税の速算表】

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円



ただし、相続開始前3年以内の贈与財産は、相続財産に取り込まれます。つまり、相続税の課税対象となりますので、せっかく贈与して節税したつもりが意味のないものとなってしまいます。やはり、相続対策は早めに実行に移すことが大切です。

また、贈与税には贈与税の配偶者控除や相続時精算課税制度、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度（この制度は、今のところ、平成19年12月31日で期限切れとなります）といった特例があります。これらの特典を利用して財産を贈与するのは、相続税の節税対策としては大変有効な方法です。

たとえば、贈与税の配偶者控除という制度は、

- ①婚姻期間が20年以上の配偶者から
- ②居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受け
- ③翌年3月15日までに居住の用に供し、その後引き続き供する見込みである場合で
- ④贈与税の申告書に必要事項を記載して提出した場合には、

2千万円が控除されるという制度です。贈与税の基礎控除110万円と合わせると、2,110万円まで贈与しても贈与税がかかりません。ただし、この制度は、同一の配偶者からは1回の贈与しか認められません。

この制度の適用を検討する際には、土地と建物のどちらを贈与するかを検討する必要があります。将来、売却する予定がないのであれば、将来減価する建物より土地を贈与するのが得策といえます。逆に、将来売却する可能性があるのであれば、土地と建物の両方の持分を贈与することにより、居住用不動産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除が夫と妻の両方でそれぞれ受けることができます。どちらかが土地しか所有していない場合には、夫と妻合わせて3,000万円の控除しか受けられません。こんな点にも考慮して贈与する資産を検討する必要があります。

## ② 財産を譲渡して節税

所有不動産を売却し、その資金で収益性のある不動産を購入するという方法があります。この場合、その資金を同族法人に貸付、出資等してその同族法人が不動産を購入し、収益を得るという方法をとれば、購入した不動産から得る収益は法人の収入となるため、不動産を売却した本人には帰属しません。つまり、本人は不動産の譲渡による譲渡税分だけ財産が減少します。さらに、相続人がその法人から給与等を得ることにより所得の移転を図ることができます。

## (3) 評価額の引き下げ対策

借入金による不動産の購入は、相続税の評価額を引き下げることができますが、安易な不動産の購入は危険を伴います。バブル時代の安易な不動産の購入による節税対策が現在裏目に出ているケースが目立ちます。事業の採算性をよく検討し、予定通り行かなかったときのことも予測して実行すべきです。

### 次号予告

- 1. ファイナンシャル・プランニングに基づいた保険の見直し
- 2. 税制改正情報 第9号 バリアフリー改修促進税制
- 3. 相続にまつわるQ&A集①